住所　東京都足立区興野１丁目９番１号
裴伸哲　昭和52年10月14日生
住所　東京都足立区興野１丁目９番１号
裴隆哲　昭和56年８月８日生
住所　静岡県菊川市本所1104番地
劉暁丹　昭和54年５月14日生
住所　埼玉県蕨市**塚越**６丁目９番２号
張鉄　昭和39年１月14日生
住所　埼玉県熊谷市新堀1132番地２
王立紅　昭和49年12月14日生
王吉偉　平成６年11月26日生
王吉拓　平成12年６月21日生
王嘉悦　平成18年６月８日生
住所　東京都足立区竹の**塚**７丁目９番10号
任鳳芹　昭和42年５月２日生
方宏毅　平成４年11月６日生
住所　東京都**練馬**区東大泉２丁目42番８―317号
邱偉利　昭和36年11月17日生

○外務省告示第四百五号

平成二十二年八月二十五日にローマで、ウガンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
２　贈与額　四億三千万円
３　署名者
日　本　側　安藤裕康在イタリア大使
世界食糧計画側　ジーナ・カサール事務局次長

平成二十二年九月十三日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第四百六号

平成二十二年八月二十五日にローマで、ギニア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
２　贈与額　四億九千万円
３　署名者
日　本　側　安藤裕康在イタリア大使
世界食糧計画側　ジーナ・カサール事務局次長

平成二十二年九月十三日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第四百七号

平成二十二年八月二十五日にローマで、ギニアビサウ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
２　贈与額　二億五千万円
３　署名者
日　本　側　安藤裕康在イタリア大使
世界食糧計画側　ジーナ・カサール事務局次長

平成二十二年九月十三日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第四百八号

平成二十二年八月二十五日にローマで、チャド共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
２　贈与額　三億千万円
３　署名者
日　本　側　安藤裕康在イタリア大使
世界食糧計画側　ジーナ・カサール事務局次長

平成二十二年九月十三日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第四百九号

平成二十二年八月二十五日にローマで、中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
２　贈与額　二億四千万円
３　署名者
日　本　側　安藤裕康在イタリア大使
世界食糧計画側　ジーナ・カサール事務局次長

平成二十二年九月十三日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第四百十号

平成二十二年八月二十五日にローマで、レソト王国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入
２　贈与額　一億九千万円
３　署名者
日　本　側　安藤裕康在イタリア大使
世界食糧計画側　ジーナ・カサール事務局次長

平成二十二年九月十三日

外務大臣　岡田　克也

○厚生労働省告示第三百四十四号

平成二十二年厚生労働省告示第二百五十七号により告示した食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四十八条第六項第四号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた講習会（以下「登録講習会」という。）について、登録講習会の実施者である法人の代表者を次のとおり変更する旨の届出があったので、食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第二百二十九号）第三十四条第二号の規定に基づき公示する。

平成二十二年九月十三日

厚生労働大臣　長妻　昭

実施者の名称	変更後の代表者の氏名	変更前の代表者の氏名	変更の日
社団法人日本食品衛生協会	鵜飼　良平	玉木　武	平成二十二年五月二十一日
社団法人日本食肉加工協会	福原　康彦	久保　忠夫	平成二十二年五月二十九日

○外務省告示第四百十一号

平成二十二年八月三十日にルアンダで、ヴィアナ職業訓練センター整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がアンゴラ共和国政府との間に行われた。

１　援助の目的及び内容　ヴィアナ職業訓練センター整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
２　贈与の限度額　八億四千四百万円
３　贈与の供与期限　平成二十六年四月三十日まで
４　署名者
日　本　側　越川和彦在アンゴラ大使
アンゴラ側　エザルジナ・レネ・ヴィセンテ・オラボ・ガンボア外務省協力長官

平成二十二年九月十三日

外務大臣　岡田　克也

○農林水産省告示第千五百二十号

口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）第四条第一項の農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として指定する地域について、次の地域の指定の解除をしたので、同条第八項において準用する同条第七項の規定に基づき公示する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦

宮崎県全域（平成二十二年六月十八日農林水産省告示第九百三十五号）

○農林水産省告示第千五百二十一号

口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）第五条第一項の農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却の支援を行う必要がある地域として指定する地域について、次の地域の指定の解除をしたので、同条第五項において準用する同法第四条第八項において準用する同条第七項の規定に基づき公示する。

平成二十二年九月十三日

農林水産大臣　山田　正彦